



2026年6月8日

各 位

会 社 名 楽 天 銀 行 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 東林 知隆
(コード番号: 5838 東証プライム市場)
問合わせ先 企 画 本 部 長 岡崎 博和
TEL. 050-5581-6120

第27期定時株主総会に関するISS社のレポートに対する当行の見解について

当行は、2026年5月20日付「楽天銀行株式会社の株式交付による楽天カード株式会社、楽天証券ホールディングス株式会社の子会社化等による楽天銀行を含む楽天グループのフィンテック事業再編に関する最終合意について」にて公表いたしましたとおり、当行と楽天グループ株式会社（本社：東京都世田谷区、代表取締役会長兼社長：三木谷浩史、以下、「楽天グループ」）は、同日付の各社取締役会において、当行の本株式交付（以下で定義します。）による楽天カード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：中村晃一、以下、「楽天カード」）、楽天証券ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：楠雄治、以下、「楽天証券HD」）の子会社化等による当行を含む楽天グループのフィンテック事業（以下、「フィンテック事業」）の再編（以下、「本再編」）に係る統合契約書を締結することを決議いたしました。また、当行は、同取締役会において、当行を株式交付親会社とし、楽天カード及び楽天証券HDを株式交付子会社（以下、楽天カード、楽天証券HDの2社を総称して「本株式交付子会社」）とする株式交付（以下、「本株式交付」）を行うことを決議いたしました。

さらに、本株式交付の実施により、株式交付子会社となる楽天カードの株式を保有する株式会社みずほ銀行（本社：東京都千代田区、取締役頭取：加藤勝彦、以下、「みずほ銀行」）は、当行の主要株主となる予定です。それに伴い、当行及びみずほ銀行は、同日付で、メガバンクとデジタルバンクによる、新たな信用創造モデルを確立することを目的とし、資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」）を締結いたしました。本資本業務提携契約の詳細については、株式会社みずほフィナンシャルグループ（本社：東京都千代田区、執行役社長：木原 正裕、以下、「みずほFG」）、みずほ銀行及び当行が同日付で公表した「みずほ銀行及び楽天銀行による戦略的な資本業務提携及び楽天銀行の主要株主の異動（見込み）に関するお知らせ」をご参照ください。

そのうえで、当行は、2026年6月24日開催予定の当行の第27期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に関し、第1号議案「取締役7名選任の件」、第2号議案「監査役3名選任の件」、第3号議案「株式交付計画承認の件」、第4号議案「定款一部変更の件」という各議案を本定時株主総会の目的事項としております。

このたび、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下、「ISS社」）が、第2号議案「監査役3名選任の件」、本再編に係る第3号議案「株式交付計画承認の件」及び第4号議案「定款一部変更の件」に対しては、「賛成行使」を推奨する一方で、第1号議案「取締役7名選任の件」の一部取締役候補者に対して、「反対行使」を推奨するレポート（以下、「本推奨レポート」）を発行した事実を認識いたしました。

本推奨レポートには、社外取締役の独立性に関して、当行の認識と相違する内容が見受けられ、本推奨レポートが株主の皆さまに正確な情報に基づいて議決権を行使いただくことの障害となる可能性があることを憂慮しておりますため、本推奨レポートに対する当行としての見解を以下のとおりお知らせいたします。

1. 本推奨レポートにおけるISS社の見解

ISS社は、本推奨レポートにおいて、当行は、支配株主を有する会社でありながら、取締役会を構成する取締役の過半数が独立社外取締役とならないことを理由に、第1号議案「取締役7名選任の件」の一部取締役候補者の選

任に対して反対推奨をする旨を述べております。

2. 本推奨レポートにおける当行の見解

上記のとおり、ISS 社は、当行は、支配株主を有する会社でありながら、取締役会を構成する取締役の過半数が独立社外取締役とならないため、経営トップが責任を負うべきであることを理由に、第1号議案「取締役7名選任の件」の一部の取締役候補者の選任に対して反対推奨をする旨を述べております。具体的には、取締役候補者7名のうち、社内取締役が東林知隆氏（以下、「東林氏」）、三木谷浩史氏（以下、「三木谷氏」）、水口直毅氏の3名、ISS 社の独立性基準を満たす独立社外取締役が川村佳世子氏、河井聡氏、小木曾麻里氏の3名、過去にみずほFGに所属していたこと等を理由としてISS 社の独立性基準を満たさないとする非独立社外取締役が長門正貢氏（以下、「長門氏」）の1名であることから、ISS 社の独立性基準を満たす独立社外取締役が過半数とならないため、経営トップが責任を負うべきであることを理由に、東林氏及び三木谷氏の再任に対して反対推奨をする旨を述べております。

しかしながら、当行は、長門氏は、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（以下、「独立役員」。また、独立役員として届け出ている社外取締役を以下、「独立社外取締役。」）として指定し、同取引所に届け出ております。

また、長門氏は、2006年5月に株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）を退職後、2006年6月には富士重工業株式会社専務執行役員に就任しており、その後も同社代表取締役副社長、シティバンク銀行株式会社取締役会長に加え、株式会社ゆうちょ銀行・日本郵政株式会社において取締役兼代表執行役社長を務めるなど、約20年にわたり複数の企業における要職を歴任しております。先述のとおり、本株式交付の実施によりみずほ銀行は当行の主要株主となる予定であり、当行とみずほ銀行は本資本業務提携契約を締結しましたが、長門氏はみずほFGより何ら影響を受けることはなく、また、東京証券取引所が公表する「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」においても、過去に主要な取引先又は主要株主の業務執行者であったとしても、独立性はあるとされていることから、同氏の独立性に影響はないと判断しております。

そのため、当行としては、独立社外取締役は、取締役候補者7名のうち過半数である4名と認識しており、取締役会を構成する取締役の過半数が独立社外取締役とならないというISS 社の認識は適切でないと考えております。当行としては、上記の根拠により長門氏は十分な独立性を有すると考えております。

東林氏については、国内外の銀行・証券を含むビジネスを長年経験し、楽天グループや楽天モバイル株式会社等のChief Compliance Officer、楽天グループ常務執行役員等の重責を歴任してきました。当行の常務執行役員としての経営経験もあり、こうした豊富な実績と経験が、当行の更なる飛躍的な発展に資すると考えております。

また、三木谷氏については、1997年2月の現楽天グループを設立以来、代表取締役として楽天グループの経営を指揮し、他に類を見ない革新的なビジネスモデル「楽天エコシステム」を確立させてきました。本再編の目的の一つとして、本株式交付子会社である楽天カード及び楽天証券HDも含めた本再編後の当行グループの企業価値向上を企図しているところ、同氏は楽天グループの代表取締役会長兼社長、楽天カード及び楽天証券HDの取締役会長を兼任していることから、当行の機能強化及び当行グループの企業価値向上に資すると考えております。

以上を踏まえて、独立社外取締役が過半数を占めること及び当行の発展に資すると考えており、ひいては企業価値向上の観点から、東林氏及び三木谷氏を取締役候補者とすることが合理的であると考えております。

当行株主の皆さまにおかれましては、本公表に加えて、当行の「第27期定時株主総会招集ご通知」及び以下の各公表の内容を今一度ご覧いただき、当行の考えをご認識いただいた上で、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 本再編に関する2026年2月25日付「フィンテック事業再編に向けた協議の再開始に関するお知らせ」
- ・ 本再編に関する2026年5月20日付「楽天銀行株式会社の株式交付による楽天カード株式会社、楽天証券ホールディングス株式会社の子会社化等による楽天銀行を含む楽天グループのフィンテック事業再編に関する

最終合意について」及び「フィンテック事業再編に関する補足説明資料」

- ・ 本再編に伴う資本業務提携に関する 2026 年 5 月 20 日付「みずほ銀行及び楽天銀行による戦略的な資本業務提携及び楽天銀行の主要株主の異動（見込み）に関するお知らせ」
- ・ 本再編に関する 2026 年 5 月 29 日付「フィンテック事業再編に関する頻出質問への回答」

以 上

※本公表は、株主の皆さまに対して、当行の考えをご理解いただいた上で議決権を行使いただくことをお願いするものであり、当行又は第三者にその議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。